



**令和7年4月1日から  
公民館の使用料が改定されます。**



公民館やコミュニティセンターなどの施設の管理運営費は、利用者の方が支払う「使用料」と市民の皆様の「税金」でまかなわれています。

平成23年に改定して以来、据え置きとなっておりましたが、施設の維持管理費など昨今の物価高騰による増を踏まえ、市使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づき、令和7年4月1日から新料金に改定させていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○公民館 午前・午後・夜間それぞれの、各部屋の使用料（円）

部 屋 名	一般の方の利用料金		
	旧料金		新料金
会議室	400	➡ 料金 改定	500
調理室	400		500
和 室	400		500

部 屋 名	登録サークルで使用（減免50%反映後）		
	旧料金		新料金
会議室	200	➡ 料金 改定	250
調理室	200		250
和 室	200		250

**本市以外の方が使用する場合は2倍の金額となります。**

◎減免の規定については、これまでどおり変更はありません。

□問い合わせ先：館山市教育委員会 中央公民館 23-3111